

官報

号外 昭和二十三年十二月十二日

○第四回 参議院會議錄第九号

昭和二十三年十二月十一日(土曜日)午前十時十九分開議

議事日程 第七号

昭和二十三年十二月十一日

午前十時開議

第一 國務大臣の演説に関する件

(第七日) (委員長報告)

第二 科学技術行政協議会法案

(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第三 水産金融に関する決議案

(木下辰雄君外九名提案) (委員

会審査省略要求事件) (委員長報告)

第四 國民健康保険の診療施設費

國庫補助増額に関する請願

第五 社会保障制度立法に関する

請願 (委員長報告)

第六 社会事業基本法制定に関する

請願 (委員長報告)

第七 社会保障制度の実現に関する

請願 (委員長報告)

第八 戦争犠牲者遺族の授養強化

に関する陳情 (委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗

読を省略いたします。

昨十日本院は、左の衆議院提出案を可

決した旨衆議院に通知した。

道路の修繕に関する法律案

同日左の本院提出案を衆議院に送付し

た。

地方財政委員会法の一部を改正する

法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領

した。

陸兵器等の処理に関する法律案

職業安定法第十二條第十一項の規定

に基き、職業安定委員会委員の旅費

支給額改訂に關し議決を求めるとの件
同日議員から左の議案を提出した。
私学振興のための金融機關設立に關する決議案(左藤義詮君外十八名提案)

同日左藤義詮君外十八名から左の議案
につき委員会審査省略の要求書を提出
した。
私学振興のため金融機關設立に關する決議案

同日内閣から左の議案を提出した。
昭和二十二事業年度前期持株会社
整理委員会経費收支計算書並びに讓
受財産に関する財産目録及び收支計
算書

昭和二十二事業年度後期持株会社
整理委員会経費收支計算書並びに讓
受財産に関する財産目録及び收支計
算書

同日議長は、左の内閣提出案を決算委
員会に付託した。
昭和二十二事業年度前期持株会社
整理委員会経費收支計算書並びに讓
受財産に関する財産目録及び收支計
算書

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提
出案を委員会に付託した。
陸兵器等の処理に関する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を委員会に付託した。
行政機關に置かれる職員の内閣の設
置又は増加の暫定措置等に関する法
律案

同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を委員会に付託した。
行政機關に置かれる職員の内閣の設
置又は増加の暫定措置等に関する法
律案

同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を委員会に付託した。
行政機關に置かれる職員の内閣の設
置又は増加の暫定措置等に関する法
律案

同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を委員会に付託した。
行政機關に置かれる職員の内閣の設
置又は増加の暫定措置等に関する法
律案

同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を委員会に付託した。
行政機關に置かれる職員の内閣の設
置又は増加の暫定措置等に関する法
律案

同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を委員会に付託した。
行政機關に置かれる職員の内閣の設
置又は増加の暫定措置等に関する法
律案

同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を委員会に付託した。
行政機關に置かれる職員の内閣の設
置又は増加の暫定措置等に関する法
律案

同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を委員会に付託した。
行政機關に置かれる職員の内閣の設
置又は増加の暫定措置等に関する法
律案

同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を委員会に付託した。
行政機關に置かれる職員の内閣の設
置又は増加の暫定措置等に関する法
律案

同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を委員会に付託した。
行政機關に置かれる職員の内閣の設
置又は増加の暫定措置等に関する法
律案

昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

労働事務官(労働大臣官房会計課長) 三川 克巳君

建設事務官(建設大臣官房建設大臣官房長 兼会計課長) 遊江 操一君

外務事務官(総務局長) 徳永 太郎君

海軍官(海軍大臣官房) 浅井 清君

人事官(人事官) 山下 興家君

同 上野 陽一君

人事院事務局長 佐藤 朝生君

同 岡部 史郎君

大蔵事務官(給與局第一課長) 酒井 俊彦君

(厚生事務官) 宮崎 太一君

(保険局長) 中川 融君

同日分科会において当選した正副主査は左の通りである。

決算委員会

第一分科

主査 川上 嘉市君

副主査 柏木 康治君

主査 中平常太郎君

副主査 柴田 政次君

同日人事院から政府職員に対する給與改訂に関する報告を受領した。

〇議長(松平恒雄君) これより本日の会談を開きます。

この際、日程の順序を変更して、日程第三、水産金融に関する決議案(木下辰雄君外九名提案)(委員会審査省略要求事件)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〇議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。本案は委員会審査省略要求事件

名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会審査を省略することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〇議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。これより発議者に対し趣旨説明のため発言を許します。木下辰雄君。

水産金融に関する決議案

右の議案を国会法第五十六條によつて發議する。

昭和二十三年十二月九日

發議者

木下 辰雄 尾形六郎兵衛

千田 正 青山 正一

松下松治郎 淺岡 信夫

西山 龜七 田中 信龍

江熊 哲翁 矢野 西雄

参議院議長松平恒雄殿

水産金融に関する決議

戦災により甚大な打撃を受けたにもかかわらず眞先に立ちあがったわが水産業は、政府の金融対策不十分

なため、今や深刻なる金融難に直面し、中小漁業の如きは、出漁不能に陥るものが続出するの現状にある。

かくては國民の主要なるたん白質給源を不能ならしめ國家再建の基礎を危うする恐れがある。よつて政府

は、この際緊急対策として、復興金融公庫の債務の引受又は保証の制度を活用して、即時生産方面に金融の

途を開くと共に、漁業災害補償制度と業界の相互援助機關たる漁業信用保証制度を確立し、その経営を安定せしめ、以て國民保健に遺憾なきを

期することを要求する。

なお政府は、本要求に対し一週間以内具体的に案を策定して、本院に報告することを併せて要求する。

右決議する。

期することを要求する。なお政府は、本要求に対し一週間以内具体的に案を策定して、本院に報告することを併せて要求する。

右決議する。

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

〇木下辰雄君 只今上程と相成りました水産金融に関する決議案につきまして提案の理由を説明いたします。先ず決議案を朗読いたします。

水産金融に関する決議案

戦災により甚大な打撃を受けたにもかかわらず眞先に立ちあがったわが水産業は、政府の金融対策不十分

なため、今や深刻なる金融難に直面し、中小漁業の如きは、出漁不能に陥るものが続出するの現状にある。

かくては國民の主要なるたん白質給源を不能ならしめ國家再建の基礎を危うする恐れがある。よつて政府

は、この際緊急対策として、復興金融公庫の債務の引受又は保証の制度を活用して、即時生産方面に金融の

途を開くと共に、漁業災害補償制度と業界の相互援助機關たる漁業信用保証制度を確立し、その経営を安定せしめ、以て國民保健に遺憾なきを

期することを要求する。

なお政府は、本要求に対し一週間以内具体的に案を策定して、本院に報告することを併せて要求する。

右決議する。

かようであります。

次に、その趣旨を簡単に説明いたします。御承知の通り我が水産業は、戦争のため非常なる打撃を蒙つたのであります。殊に漁船の損害は最も甚大で

ありまして、その隻数において約二〇%、トン数においては四九%、殆んどその半数を失つたのであります。それ

で政府は昭和二十年十二月に漁船建造に関する閣議決定をいたしまして、三十三万二千トンの補充をすることに相成つたのであります。その後逐次建造を進めまして、本年八月においては殆んど三十万トンに近い漁船が建造されたのであります。現在動いておりま

す漁船は、発動機船が約九万隻、無動力船は三十七万隻を数えるのであります。もとより戦争中修理その他が不十分であつたため、その三分の二は老朽船ではあります。その陣容は戦前

とはほぼ匹敵するものであります。従つて漁獲も漸次増加いたしました。戦争前には十五億貫を数えておりました漁獲が、戦争中減少して、昭和二十年、即ち戦争終結の年には五億五千万貫、殆んど三分の一に減じたのであります。それが漁船の建造に従ひまして

漸次増加をいたしました。昨年には七億七千万貫、殆んど五割の増進に相成つております。更に本年は九億五千万貫の生産を予定しておつたのであります。遺憾ながら今年も漁業界において非常に大きな打撃を蒙ることに相成つたのであります。殊にその主流

漁業、花形漁業をなすトロールその他以西底曳網漁業、「かつを」、「まくろ」漁業並びに関東北の「いわし」揚網漁業のごときは、不漁のため非常なる打撃を蒙つております。これらに従事する漁船はいずれも優秀船であります。その数四千隻を超え、乗組員の数は十万以上に相成り、平常時における漁獲は二百数十億円に達するのであり

ます。その漁業が現在非常に不況に陥つておりまして、これを、このままに放置いたせば弊害の外はない状態でありませぬ。これらの漁獲物は、國民の動物性蛋白質の主要なる給源といたしまして重要な役割を担うものであります。國民保健の上に重大なる影響を與えることを非常に恐れるのであります。然らば何故にかような苦境に陥つたかと申しますと、一つは潮流の異変のために、魚族の洄游が非常に例年と異なつたというためであり、もう一つは、その主なる原因は、この不漁時に對する金融の措置がなかつた金融難に陥つたという結果であります。

御承知の通り豊凶常なきは漁業の特性でありまして、豊漁の際に不漁時の備えをなさなければなりません。然るに近年の非常なる高税は、次の漁期に對する仕込資金を残すことさえもできない状態でありませぬ。利益の七割以上は税金に取られるという有様でありまして、次の出漁にさえも非常な支障を來すというものが現在の状態でありませぬ。先程申しました通り、主流をなすところの漁業は、今日魚が見えませぬ。仕込資金の調達ができないために出漁が不可能になるといふやうなものが多数ありますので、それらの船は金融の措置さえ付けば、その困難を打開することも決して不可能ではないのであります。大漁期において、不漁時の準備ができない程の高率の税金を課しながら、これらの漁業をかくのごとき苦境に追込んで金融難打開の施策をなさないのは、政府当局の失態であり、非常な怠慢であると申さなければなりません、よつて政府においては、取敢えず

あります。その隻数において約二〇%、トン数においては四九%、殆んどその半数を失つたのであります。それで政府は昭和二十年十二月に漁船建造に関する閣議決定をいたしまして、三十三万二千トンの補充をすることに相成つたのであります。その後逐次建造を進めまして、本年八月においては殆んど三十万トンに近い漁船が建造されたのであります。現在動いております漁船は、発動機船が約九万隻、無動力船は三十七万隻を数えるのであります。もとより戦争中修理その他が不十分であつたため、その三分の二は老朽船ではあります。その陣容は戦前とはほぼ匹敵するものであります。従つて漁獲も漸次増加いたしました。戦争前には十五億貫を数えておりました漁獲が、戦争中減少して、昭和二十年、即ち戦争終結の年には五億五千万貫、殆んど三分の一に減じたのであります。それが漁船の建造に従ひまして漸次増加をいたしました。昨年には七億七千万貫、殆んど五割の増進に相成つております。更に本年は九億五千万貫の生産を予定しておつたのであります。遺憾ながら今年も漁業界において非常に大きな打撃を蒙ることに相成つたのであります。殊にその主流漁業、花形漁業をなすトロールその他以西底曳網漁業、「かつを」、「まくろ」漁業並びに関東北の「いわし」揚網漁業のごときは、不漁のため非常なる打撃を蒙つております。これらに従事する漁船はいずれも優秀船であります。その数四千隻を超え、乗組員の数は十万以上に相成り、平常時における漁獲は二百数十億円に達するのであり

復興金融金庫の保証制度を活用して、一般金融機関に対して支拂保証又は損失保証を與へ、現在絶対必要とするこの十七億円の緊急資金調達を遂げるに、今最も苦境に陥つております。「いなし」揚子江網漁業、以西底曳網漁業、定置漁業並に「かつを」、「まぐろ」漁業の急場を救つて、正に崩壊しようとして居る我が漁業の基盤を安定させる方策を即時断行されんことを強く要望するものであります。

次に、又沿岸漁業を主たる対象とする相当額の水産金融の新たな枠を復金の中に設定されんことを希望するものであります。沿岸漁業は総漁獲高の九〇%を占める我が水産業の根幹を成すものであります。これが消長盛衰は我が食糧問題に絶対的影響を與ふるものであります。然るに従来の金融状況を見ますと、この沿岸漁業の金融は殆んど置きざりにされておるという状態であり、殊に水産協同組合法が近く施行の運びになつておりますが、本法施行と相俟つて金融のしつかりした裏付けがなければ、折角の漁業の民主化も漁民の生活安定も画餅にひとしく、多数の漁民の協同体による食糧増産も不可能と相成るのであります。更に又金融の裏付けとして必要なるのみならず、漁業経営を安定せしむる方策といたしまして、漁業災害補償制度及び漁業信用保証制度を至急制定する必要を痛感するのであります。これら一連の方策が完成して初めて漁業経営が盤石の礎の上に安定することと相成るのであります。

以上が大體この決議案の内容であります。我々は従来政府の施策が水産業

に対して極めて冷淡であつたことを痛感いたしておりますが、今重大なる関頭に立つ我が水産業のために、政府全体の責任において、この決議案の趣旨を速かに実行に移されんことを切望する次第であります。何とぞ皆様の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を請ひます。
〔議員起立〕
○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)
只今の決議に対し、大蔵大臣、農林大臣より発言を求められました。泉山大蔵大臣。

〔國務大臣(泉山三六君) 水産業に對し、今政府におきましても十分認識いたしておるのみならず、その緊迫いたした事情についてもこれを諒むるところでございます。よつてこの方面に對し、一般金融機関からの融資を促進せしめると共に、その特殊性に即應するため、すでに農林中央金庫から必要な資金を特別に融通する等の措置を講じておる次第でございます。置を講じておる次第でございます。今後一層の努力を傾けたいと存する次第であります。尚、漁業災害補償制度、漁業信用保証制度等につきましても、十分研究をいたす所存でございます。(拍手)
〔國務大臣(周東英雄君) 國民食糧の

増強確保に關しまして重要な役割を占めております水産業が、資金の枯渇或いは不円滑のために産業が不可能となつたり、或いは操業を短縮しなければならぬという事になりまふことは、今日の食糧問題の重要なときにおきまして誠に由々しい問題であると考えます。只今の御決議の御趣旨を尊重いたしまして、主務大臣といたしましては、只今財政当局のお答えの通り御趣旨を尊重いたしまして、その実現に努力いたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 日程第一、國務大臣の演説に關する件(第七日)、昨日に引続き質疑を許します。中平常太郎君。
○中平常太郎君 總理大臣は如何いたしました。まだ見えないのですか。
○議長(松平恒雄君) 總理は間もなく見えるのでございませぬ。
○中平常太郎君 それでは總理の分を後にしまして他の關係の分をいたします。
〔中平常太郎君登壇、拍手〕
○中平常太郎君 丁度總理大臣がお見えになりませんから、總理大臣に對する質問は見えまして後にいたしまして、時間の空白を置かない意味におきまして、他の關係の分を御質問いたします。

〔中平常太郎君登壇、拍手〕
○中平常太郎君 丁度總理大臣がお見えになりませんから、總理大臣に對する質問は見えまして後にいたしまして、時間の空白を置かない意味におきまして、他の關係の分を御質問いたします。

の合理化は生産の基盤であると言つておられますが、その反對に労働者の労働意欲は生産の熱態であると言つたらどうなる。否定されますか。企業の合理化は、企業に利潤を得せしめるために労働力ある人間をその企業から掃き出すことを意味するものであります。政治の根本は民生の安定にありまふ。その民生安定を招来せんために今、目の前の何百万という人間を飢餓に追込むという考え方でありまふか。高産率、高賃金という事は、誠に私なども年來の主張でありまして、賛成いたします。が、その方法を誤られておられるかといふことでありまふ。例えば百人の工員が八〇%の能率しか上げない場合において、二十人を切つて能率の八〇%を出すというのであるならば、その八十人は又六〇%の能率しか上がらない。だから百人のときの八〇%の能率に合理化するならば、八〇%に下つた八十人を高産率、高賃金に切り換へなければ、元の八〇%の生産は上がらない。だからその筆法から言いますと、百人のうち二十人切らずして、百人のときの高産率、高賃金でやるならば、従来の八〇%の生産能力が一〇〇%になります。而もそれは総掛り費がそれだけ減少いたしまして、二十名を整理して得られる利益よりも百人になつて一〇〇%の能率の方が利益率は多大なものがあるのであります。かかる方式こそ生産増強、完全雇傭と正比例するところの生産増強ではありませぬか。現在においてさえ、失業者は潜在と顯在と合計概略六百万人と称せられ

の合理化は生産の基盤であると言つておられますが、その反對に労働者の労働意欲は生産の熱態であると言つたらどうなる。否定されますか。企業の合理化は、企業に利潤を得せしめるために労働力ある人間をその企業から掃き出すことを意味するものであります。政治の根本は民生の安定にありまふ。その民生安定を招来せんために今、目の前の何百万という人間を飢餓に追込むという考え方でありまふか。高産率、高賃金という事は、誠に私なども年來の主張でありまして、賛成いたします。が、その方法を誤られておられるかといふことでありまふ。例えば百人の工員が八〇%の能率しか上げない場合において、二十人を切つて能率の八〇%を出すというのであるならば、その八十人は又六〇%の能率しか上がらない。だから百人のときの八〇%の能率に合理化するならば、八〇%に下つた八十人を高産率、高賃金に切り換へなければ、元の八〇%の生産は上がらない。だからその筆法から言いますと、百人のうち二十人切らずして、百人のときの高産率、高賃金でやるならば、従来の八〇%の生産能力が一〇〇%になります。而もそれは総掛り費がそれだけ減少いたしまして、二十名を整理して得られる利益よりも百人になつて一〇〇%の能率の方が利益率は多大なものがあるのであります。かかる方式こそ生産増強、完全雇傭と正比例するところの生産増強ではありませぬか。現在においてさえ、失業者は潜在と顯在と合計概略六百万人と称せられ

の合理化は生産の基盤であると言つておられますが、その反對に労働者の労働意欲は生産の熱態であると言つたらどうなる。否定されますか。企業の合理化は、企業に利潤を得せしめるために労働力ある人間をその企業から掃き出すことを意味するものであります。政治の根本は民生の安定にありまふ。その民生安定を招来せんために今、目の前の何百万という人間を飢餓に追込むという考え方でありまふか。高産率、高賃金という事は、誠に私なども年來の主張でありまして、賛成いたします。が、その方法を誤られておられるかといふことでありまふ。例えば百人の工員が八〇%の能率しか上げない場合において、二十人を切つて能率の八〇%を出すというのであるならば、その八十人は又六〇%の能率しか上がらない。だから百人のときの八〇%の能率に合理化するならば、八〇%に下つた八十人を高産率、高賃金に切り換へなければ、元の八〇%の生産は上がらない。だからその筆法から言いますと、百人のうち二十人切らずして、百人のときの高産率、高賃金でやるならば、従来の八〇%の生産能力が一〇〇%になります。而もそれは総掛り費がそれだけ減少いたしまして、二十名を整理して得られる利益よりも百人になつて一〇〇%の能率の方が利益率は多大なものがあるのであります。かかる方式こそ生産増強、完全雇傭と正比例するところの生産増強ではありませぬか。現在においてさえ、失業者は潜在と顯在と合計概略六百万人と称せられ

ております上に、ただ一方的な企業利潤増加のために多数の失業者を掃き出すという以上は、不安状態に置かれておる國民大衆に何故十分安心の行くよりの説明をなされなかつたか。ここに一つお尋ねする。一、企業合理化と労働者の配置轉換は同時に行わなければならないと思つて、御所見如何。

次に泉山安本長官にお尋ねすることもありまふが後に残しまして、國土計画問題について、益谷建設大臣にお伺いする。丁度差支があるようであります。赤木君がおられますが、現在我が國土は、他の諸島も申されました通り、非常に荒廢しておる。戦中十年の間、森林は濫伐に濫伐、河川は土砂の堆積著しく、河床を浅めて、少し降り過ぎると直ちに洪水になり、田畑、道路、橋梁の破損は修けて教うることができません。政府は毎年相當の補修を行なつており、又予算にも六十億を計上してありますけれども、その工事請負事情、人夫賃など、との開きのあるために、到る所工事に支障が起きております。誠に進捗してない。そのうちに又々破損を招来しておるといふようなことありまして、人間の弱さを天は笑つておると思つて、ありませぬ。又戦災家は引揚者増加という特殊事情を加へまして、ます、逼迫を告げて、現在四百万戸の不足に對しまして、ここ数年粗雑な建築の破滅率或いは將來の増加率などを計算に入れまするならば、今後十五ヶ年の完成計画にいたしまして、約八十万戸毎年建築しなければ完成できないのであります。然るに現在のように二十万や三十万戸なれば自然増加と自然破滅補充の

ております上に、ただ一方的な企業利潤増加のために多数の失業者を掃き出すという以上は、不安状態に置かれておる國民大衆に何故十分安心の行くよりの説明をなされなかつたか。ここに一つお尋ねする。一、企業合理化と労働者の配置轉換は同時に行わなければならないと思つて、御所見如何。

域を脱せない。四百万戸は依然として不足するのであります。今にして十分の予算を計上し、本格的に国土計画並びに建築計画を樹立しなかつたならば、戦土といふ國內の思想といひ、戦時速度的に加わつて参りまして、將來恐るべき状態に相成ることは火を見るよりも明らかであります。而も司令部から道路五ヶ年計画の勧告も参つておりました、これも差迫つた問題となつておるのであります。幸い日本には労働力は余りあります。森林も四十億石あると言つております。年々七千万石の輪伐は可能であります。政府はこの際本問題を進捗せしめるために特別なる機關を作り、労務の大體配置轉換を行い、費用は建設公債など有産階級に割当てる方法を考慮し、大體の予算を以て直ちに実行に移す考へはないか、この点をお伺いする。

第四、インフレ対策問題、政府はインフレを抑制するために、経済三原則によりまして先ず賃金統制を強化してこれを抑え、一方企業の採算性を唱へて生産増強を図らんとする方針のようであるが、それではその日の生活に喘ぐ勤労大衆の犠牲においてのみこのインフレを克服せんとするのであるか。何故に予算処置か通貨処置かの方法によつてインフレの防遏をしないか、それでは有産階級に障るのであるうかどうか。生きた人間の生活を抑えてインフレの防遏をやるのでは、大體労働者を何と心得ておられるのであります。労働者こそ生産性の基盤ではありますんか。労働者に圧迫を加え、先ず沈黙せしめつつ企業の採算を期せんとするが、それで労働者の生産意欲が出ると思ふのでありますか。一方経済再建に當りまして外資の援助は絶対に必要であるが、これを確保するためには先ず自主的の対策を樹立して計画的にこれを進め、労働者の生産意欲を根幹として、労資相俟つて組織的に積極的な方策を示すべきでありませう。経済再建の担当者が勤労大衆である以上、本格的再建の基礎條件たるインフレの克服は労働者、農民、一般市民、中小企業者などの大衆の手によつて遂行せらるべきは申すまでもありません。その生産意欲を阻害して先ず企業の採算性を主とするならば、決して今後の労働攻勢を防ぎ得るものではないと思ふのであります。

政府は、労働賃金を抑制して勤労者の生産意欲が旺盛になると思惟せられるや、次に、賃金対策は当然労働力の再生産を可能とする賃金を以て最低水準とすべきであると思ふが、政府の所見は如何。次に、インフレの処置は人間を出血せしめず予算処置か通貨処置によつて行うべきであると思ふが、政府の所見如何。

思ふのでありますか。一方経済再建に當りまして外資の援助は絶対に必要であるが、これを確保するためには先ず自主的の対策を樹立して計画的にこれを進め、労働者の生産意欲を根幹として、労資相俟つて組織的に積極的な方策を示すべきでありませう。経済再建の担当者が勤労大衆である以上、本格的再建の基礎條件たるインフレの克服は労働者、農民、一般市民、中小企業者などの大衆の手によつて遂行せらるべきは申すまでもありません。その生産意欲を阻害して先ず企業の採算性を主とするならば、決して今後の労働攻勢を防ぎ得るものではないと思ふのであります。

次に厚生問題。吉田総理は、林厚生大臣おられますか。まだ見えていないのですか。(総理大臣も厚生大臣もいやせんじやないか)空気に質問したつて駄目だよと呼ぶ者あり)それじや厚生問題は後にする。引揚問題も後にする。引揚問題は外務大臣、やはり吉田が出なければいかん。

第三次農地改革問題、泉山安本長官は第三次農地改革は行わないと言明されました。現在全国の耕地は二百六十万町歩ありまして、うち約二百萬町歩

は整理されました、あと六十萬町歩くらいは今尙封建制の残滓としてボスの温存放棄されておるのであります。民主主義を根本とせられるならば、何故農村民主化のために働く農民に土地を與えよといふ民主的の原則を破られるのであるか。又第二次改革の進行に伴い、零細な土地所有者のばらばらに散在せる耕地の交換分合は、その生産能力から言つて絶対に行わなければならぬのでござります。又日本人口増加の現状に対し、必要な耕地の絶対面積は増大していき、日本は現在耕地としては全面積の一六%を占めるに過ぎないのであります。未だ耕作可能な原野が廣く未利用のまま放棄せられておられます。最近帰還せる数百万の青年は従らに手を空しして農閑期などは随分風紀も紊れておる状態でありまして、食糧増産のために農村の余剩労働力を傾注し、治山治水と脱み合せまして画期的なる開墾を実施すべきであります。農林大臣にお伺いする。第三次農地改革は農村の民主化を完遂せんとするものであるが、これを行わぬことは封建制度を温存して置くことになりませんか。農村民主化の精神に反しはしないか。

次に中小企業振興問題、商工大臣見えておるな。従來の中小企業は大財閥の下請工場であつたが、この財閥がなくなつた以上、中小企業は貿易する方

法さ十分知得せず、資金、資材に窮しまして、今や破滅に瀕しておるのであります。これに對しまして、政府は先に中小企業を設備し、苦情聞取りに當つておるが、日本將來の貿易は

全中小商工業に課せられておる現状

から、如何にしてもこれが発達助成を圖らなければなりません。政府の説明によると約二十五億円の融資の枠を取つておられる由でありまして、一體その重要性を認識せられておられる立場であるが、貿易の中心を担當する立場にある中小企業に對しては少くとも五分五十億程度の融資を必要とするより考へるのであります。これまで大財閥に何十億と苦もなく融資せられたこと考へるならば、全國のために、全民衆のために、五十億ぐらゐは当然と思はれるのであります。政府の所見は如何。又日本労働力が余つておる手工業は世界一の好評を博しております。然らば貿易の斡旋で許された可能な範圍の外國から商品のサンプルを蒐集いたしました、各縣特産品展示會その他を開き、業者にその適品を選ばせしめ、資金、資材の援助を大體に與へ、業者の生産意欲を高め、貿易の進展に資せしむる方策を行うお考へがあるかどうか。

次に補正予算と徴税問題であります。政府はこの度の補正予算五百八十六億のうち三百七十億は所得税の自然増収として計上しておられるが、かかる予算の計上は、他の議員も申された通り、いわゆる水増し予算であると思はれる。その証拠には、十一月二十二日には六百二十五億円の時にさえ自然増収を二百二十億と計上なさつておつたのに、五百八十六億に圧縮されたならば、所得税自然増収も二百億くらいになさるべきでありませう。それに何ぞや三百七十億に増額されておるのは水増しと言わずして何ぞや、又徴税ができると思はれば、現在でさえ苛

欲謀求で、正直な納税者は遂に離業し又は轉業しておる。一方闇金金は自家用の自動車で風を切つて飛ばしておる。大衆の生活困難は空吹く風と世間を跋扈しておる。それは戦争資金であり破産者々の徒軍であります。政府はかかる現状を直視しておられるか。二つの質問を發する。善良なる納税者の衷情を酌んで、所得税の更正決定に對する審査請求については実情に即して是正を行い、追徴税についても正直なる者には相當考慮を拂ひ考へがあるかどうか。一、一方新興階級の増加財源の臨時調査を行い、不当収入を摘発して以て課税の公平を維持する考へはないか。

林さん見えたな。それでは厚生問題をやりませう。吉田総理はその施政方針演説の中に、厚生問題については引揚問題以外については殆んど触れられていなかつたのであります。凡そ政治の要諦は民生安定にありませう。これを第一義とすべきでありませう。然るに償み抜いておる民生に何を與へんとなさるか。ただ生鮮食品や料飲店の開業を許し、これも今にも実行するがごとく宣傳して業者を喜ばせ、國民に飲めや歌えの醜態の空氣を作り、人氣を煽り、(そんなことはないですよ)と呼ぶ者あり)ボスと富者と階級に媚を賣つておるような政策を大言壯語しておる。勤労者は低賃金に甘んじて、インテリは子供に着物一枚さえ買ひ得ない悲惨な生活、いわゆる日本再建のために耐乏生活をしておる中に、所稱わす故歌酒池肉林の巷を作り、困窮せる大衆に指をくわえて見せしむるような方策を喜んで採らんとするのであ

は整理されました、あと六十萬町歩くらいは今尙封建制の残滓としてボスの温存放棄されておるのであります。民主主義を根本とせられるならば、何故農村民主化のために働く農民に土地を與えよといふ民主的の原則を破られるのであるか。又第二次改革の進行に伴い、零細な土地所有者のばらばらに散在せる耕地の交換分合は、その生産能力から言つて絶対に行わなければならぬのでござります。又日本人口増加の現状に対し、必要な耕地の絶対面積は増大していき、日本は現在耕地としては全面積の一六%を占めるに過ぎないのであります。未だ耕作可能な原野が廣く未利用のまま放棄せられておられます。最近帰還せる数百万の青年は従らに手を空しして農閑期などは随分風紀も紊れておる状態でありまして、食糧増産のために農村の余剩労働力を傾注し、治山治水と脱み合せまして画期的なる開墾を実施すべきであります。農林大臣にお伺いする。第三次農地改革は農村の民主化を完遂せんとするものであるが、これを行わぬことは封建制度を温存して置くことになりませんか。農村民主化の精神に反しはしないか。

次に中小企業振興問題、商工大臣見えておるな。従來の中小企業は大財閥の下請工場であつたが、この財閥がなくなつた以上、中小企業は貿易する方

法さ十分知得せず、資金、資材に窮しまして、今や破滅に瀕しておるのであります。これに對しまして、政府は先に中小企業を設備し、苦情聞取りに當つておるが、日本將來の貿易は

りますか。さなきだに悪化の一途を辿つておる青少年の風紀は尙更に悪化を助長し、滔々として堰を切つた水のごとく止まる所を知らずでありましよう。政府は將來を託すべき青少年の悪化防止には如何なる方策を持つておられますか。お伺いする。今度の補正予算に刑務所の予算の追加六億五千万円計上なすつておられるが、悪化せる青少年は手取り早く一方から刑務所にぶち込むお考えなりや。

次に國民の医療問題についてであり、英、國、アルゼンチンのごときは医療設備が完備して國民のために全額無料であり。然るに我が國においては、一度病に罹らんか、中産階級と雖も一朝にして墮落する者が多い。この國民の家庭経済から医療費だけでも無料にするれば如何に喜ばれることとありましよう。この問題に對して如何なる方策をお持ちになつておられるか、お伺いする。國立病院、國立療養所の建設も少く、又戦争以來、腦科荒廃も次第に目立つて参りました。待遇費が少額のために癩癆瘵所とか肺癆瘵所という所は待遇問題で医者も看護婦も大欠乏を告げておるが、これに對してどうなさるお考えか。又昨年実行期に入つた兒童福祉法は先ず全國に施設を建設しなければならぬ。本補正予算に二億五千万円計上してあるが、これは必要量六十億の五割にも達しない。併しこれらも林大臣のお骨折りで補正に計上せられたものと思つて、二十四年度に十分計上せられるお考えがあるかどうか。又生活保護法も物價にスライドいたしまして補正に十五億五千五百万円計上

をいたしておりますけれども、これは無論不足であります。二十四年度に増額をせられますお考えがあるかどうか、これもお伺いする。

厚生省は、とかく從來伴食大臣などと称せられて、閣内でも劇合難視される傾向がございましたが、民生安定ということが政治の根本であるといふ以上、十分な予算を計上せられなければならぬのであります。英國などでも非常に大きな予算で活動している。又文化の進むに従つて厚生省の予算は大きくなるのであります。英國などは社会保障制度のごとき実に完全で、一家に如何なる出来事があったとしても、盡く政府の施設によつて保障されております。い、いわゆる生活が安定いたしております。日本にも数種の社会保障制度もありますが、皆区々々々で統一を欠いておる上に、到底あらゆる方面に社会保障ができていないのであります。この度マ司令部が日本のために米國よりその紡の權威ある五名の博士を招かれました、調査の結果が廣汎なる勸告書となつて政府に渡されております。政府におきましてもこれを動機といたしまして審議院設置法案を提出されております。又職員側といたしましても、強力なる調査機關を設けることにつき、すでに厚生委員会を通過し、決議案を上程することに相成つておるのであります。これは社会立法といつたしまして最高の民生安定の理念を表現するものであります、相互扶助の原理を織り込み、是非とも実現しなければなりません、政府は審議院を作りお座なりで日を暮し、実行を遅延するのではないか、この点お伺いする。

引揚問題は、昨日矢野委員が相当述べられたというのを聞いておりますから、この点は省いて、ただ引揚問題が如何に深刻であり、すでに十二月は結氷期のためにソ連の方からは配船の通知が来ていない。して見れば又明年四月までははや帰還はないと思われるのであります。四十万になん／＼とする未帰還者がソ連において又々三十度、四十度の零下の寒さで強制労働に服さなければならぬ、誠に断腸の思いがあるのであります。大体敗者は正義を主張することができないか。ソ連の未帰還者問題はそれ自体が正義と解されるか。これをお伺いする。世界の輿論に照え、世界赤十字連盟、國連、或いはユネスコ、或いは世界婦人各團體等に照え、その輿論と道義力によつて側面的に帰還を促進する考えがないかどうか。

吉田総理大臣の演説：…お出でになりませんから進行しておつて呉れということでありまして、後から答弁があるそうです。吉田総理大臣の施政方針は誠に抽象的で平凡、政策の面よりも組閣当時の事情や解散問題に重点を置かれて、施政方針に對しては誠に簡單である。この困難なる日本再建の中に耐乏生活をしておるところの國民に固い覚悟と希望とを持たしめる何らの施政もなかつたのであります。又現政府の性格が如何に保守的であるかは世界の現代流れている思潮の動向に何ら触れていられないとさえ感じさせられたのであります。ただ日本古來の封建思想の惰性と、無反省にして旧式的な表面口先は別として、精神の上におい一般實なる民主主義に

特に徹することを喜ばざる旧來の保守派を満足せしめんとする一部の國民、それらの方から起つて來る人氣を温床とせられておるようであります。この敗戦日本の困難なる再建途上におきまして、國民に一種の弛みを見せるがごとき甘つたるい放漫政策、施政方針に高度の眞実性と、國民に反省を求め自己戒せしめる高き指導性が見えなかつたことも亦當然と思われるのであります。組閣当時の世界の論調は、他の議員からも述べられました通り、日本政治の逆轉と断じ、後退と評し、かかるのであろうとか、実に講和會議を一日千秋の思いで期待している心ある國民に暗い悲觀的な考えを持たしめたことは、争うべからざることであります。

そこで第一に思想問題についてお伺いいたします。我が國はポツダム宣言の受諾によりまして平和的民主主義に切替へなければ根本的な思想の樹て直しはなし得ないのであります。法の上では極めて簡單であります。事実國民の心の中に民主主義を徹底せしめることについては、政府は如何なる方策よりも政策よりも、第一番にこれを取り上げ、みずからその範を示し、以て國民に臨まなければなりません。然るに吉田首相は、ただこの点を言葉の綾に又他の言葉の枕言葉ぐらゐに止められまして、何ら、改まつた嚴肅な氣持で一つの重要事項として民主主義の徹底の極めて重要なゆえんを議會を通じて國民に呼びかけられなかつたのであります。これは吉田首相に望むのが或はこちらが無理であるかも知れま

せんが、苟くも一國の首班として國民の思指を指導せられる立場として、誠に遺憾であつたと思つたのであります。民主主義は申上げるまでもなく、個人が個としての尊嚴の中に社会的共存の理念を理解し、人間の生存権を尊び、個人の權利、全世界にも替えられない一個の生命價値、かかるものの集團が高度の社会思想となり、民主主義はこから生れて來るものであることを十分に理解しなければ、民主政治の根本理念とはならないのであることは、賢明なる首相の十分御承知のことでありましよう。然るにこの理念より生ずる民主主義を、嚴肅に日本再建の眞諦だとして國民に呼びかけられなかつたのであります。民主主義は大眾を閉却しておられません。有産階級は國民の五％もないのであります。九五％は勤勞大衆であります。資本家の喜ぶような政治を行ひ、以て大眾を第二義的になされるお考えのごとくに感ぜられるのであります。勤勞者の一家のことを御承知でありましようか。恐らく總理には一生御幸福に上流の御生活をなさつておられますから、吉田首相には到底勤勞者の家計のことはお分りになりまじ。勤勞者は一生かかつても貧乏は食つておるのであります。闇をやるか不正をしなくては容易に金持にはなれない。親子数代生れ替り死に替つても貧乏は付き纏つておるのであります。額に汗して終日働き、如何に職場を變えようと思つてもその暇さえない、疲れ切つた身体で狭い暗い一間に掃つて雑炊を喰ふ氣持を、一日でも首相がお味わいになつたならば、一遍に劇的な政策の變更があるであらうと

せんが、苟くも一國の首班として國民の思指を指導せられる立場として、誠に遺憾であつたと思つたのであります。民主主義は申上げるまでもなく、個人が個としての尊嚴の中に社会的共存の理念を理解し、人間の生存権を尊び、個人の權利、全世界にも替えられない一個の生命價値、かかるものの集團が高度の社会思想となり、民主主義はこから生れて來るものであることを十分に理解しなければ、民主政治の根本理念とはならないのであることは、賢明なる首相の十分御承知のことでありましよう。然るにこの理念より生ずる民主主義を、嚴肅に日本再建の眞諦だとして國民に呼びかけられなかつたのであります。民主主義は大眾を閉却しておられません。有産階級は國民の五％もないのであります。九五％は勤勞大衆であります。資本家の喜ぶような政治を行ひ、以て大眾を第二義的になされるお考えのごとくに感ぜられるのであります。勤勞者の一家のことを御承知でありましようか。恐らく總理には一生御幸福に上流の御生活をなさつておられますから、吉田首相には到底勤勞者の家計のことはお分りになりまじ。勤勞者は一生かかつても貧乏は食つておるのであります。闇をやるか不正をしなくては容易に金持にはなれない。親子数代生れ替り死に替つても貧乏は付き纏つておるのであります。額に汗して終日働き、如何に職場を變えようと思つてもその暇さえない、疲れ切つた身体で狭い暗い一間に掃つて雑炊を喰ふ氣持を、一日でも首相がお味わいになつたならば、一遍に劇的な政策の變更があるであらうと

せんが、苟くも一國の首班として國民の思指を指導せられる立場として、誠に遺憾であつたと思つたのであります。民主主義は申上げるまでもなく、個人が個としての尊嚴の中に社会的共存の理念を理解し、人間の生存権を尊び、個人の權利、全世界にも替えられない一個の生命價値、かかるものの集團が高度の社会思想となり、民主主義はこから生れて來るものであることを十分に理解しなければ、民主政治の根本理念とはならないのであることは、賢明なる首相の十分御承知のことでありましよう。然るにこの理念より生ずる民主主義を、嚴肅に日本再建の眞諦だとして國民に呼びかけられなかつたのであります。民主主義は大眾を閉却しておられません。有産階級は國民の五％もないのであります。九五％は勤勞大衆であります。資本家の喜ぶような政治を行ひ、以て大眾を第二義的になされるお考えのごとくに感ぜられるのであります。勤勞者の一家のことを御承知でありましようか。恐らく總理には一生御幸福に上流の御生活をなさつておられますから、吉田首相には到底勤勞者の家計のことはお分りになりまじ。勤勞者は一生かかつても貧乏は食つておるのであります。闇をやるか不正をしなくては容易に金持にはなれない。親子数代生れ替り死に替つても貧乏は付き纏つておるのであります。額に汗して終日働き、如何に職場を變えようと思つてもその暇さえない、疲れ切つた身体で狭い暗い一間に掃つて雑炊を喰ふ氣持を、一日でも首相がお味わいになつたならば、一遍に劇的な政策の變更があるであらうと

せんが、苟くも一國の首班として國民の思指を指導せられる立場として、誠に遺憾であつたと思つたのであります。民主主義は申上げるまでもなく、個人が個としての尊嚴の中に社会的共存の理念を理解し、人間の生存権を尊び、個人の權利、全世界にも替えられない一個の生命價値、かかるものの集團が高度の社会思想となり、民主主義はこから生れて來るものであることを十分に理解しなければ、民主政治の根本理念とはならないのであることは、賢明なる首相の十分御承知のことでありましよう。然るにこの理念より生ずる民主主義を、嚴肅に日本再建の眞諦だとして國民に呼びかけられなかつたのであります。民主主義は大眾を閉却しておられません。有産階級は國民の五％もないのであります。九五％は勤勞大衆であります。資本家の喜ぶような政治を行ひ、以て大眾を第二義的になされるお考えのごとくに感ぜられるのであります。勤勞者の一家のことを御承知でありましようか。恐らく總理には一生御幸福に上流の御生活をなさつておられますから、吉田首相には到底勤勞者の家計のことはお分りになりまじ。勤勞者は一生かかつても貧乏は食つておるのであります。闇をやるか不正をしなくては容易に金持にはなれない。親子数代生れ替り死に替つても貧乏は付き纏つておるのであります。額に汗して終日働き、如何に職場を變えようと思つてもその暇さえない、疲れ切つた身体で狭い暗い一間に掃つて雑炊を喰ふ氣持を、一日でも首相がお味わいになつたならば、一遍に劇的な政策の變更があるであらうと

せんが、苟くも一國の首班として國民の思指を指導せられる立場として、誠に遺憾であつたと思つたのであります。民主主義は申上げるまでもなく、個人が個としての尊嚴の中に社会的共存の理念を理解し、人間の生存権を尊び、個人の權利、全世界にも替えられない一個の生命價値、かかるものの集團が高度の社会思想となり、民主主義はこから生れて來るものであることを十分に理解しなければ、民主政治の根本理念とはならないのであることは、賢明なる首相の十分御承知のことでありましよう。然るにこの理念より生ずる民主主義を、嚴肅に日本再建の眞諦だとして國民に呼びかけられなかつたのであります。民主主義は大眾を閉却しておられません。有産階級は國民の五％もないのであります。九五％は勤勞大衆であります。資本家の喜ぶような政治を行ひ、以て大眾を第二義的になされるお考えのごとくに感ぜられるのであります。勤勞者の一家のことを御承知でありましようか。恐らく總理には一生御幸福に上流の御生活をなさつておられますから、吉田首相には到底勤勞者の家計のことはお分りになりまじ。勤勞者は一生かかつても貧乏は食つておるのであります。闇をやるか不正をしなくては容易に金持にはなれない。親子数代生れ替り死に替つても貧乏は付き纏つておるのであります。額に汗して終日働き、如何に職場を變えようと思つてもその暇さえない、疲れ切つた身体で狭い暗い一間に掃つて雑炊を喰ふ氣持を、一日でも首相がお味わいになつたならば、一遍に劇的な政策の變更があるであらうと

思ふのであります。さなきだに終戦のどきさの中に六百万の掃蕩者を迎え、戦災家屋と併せ四百万戸の住宅は不足し、思想は動搖し、節制を必要とする民主主義の育成途上において、却つて利殖主義、利己主義に陥りつつあることを痛感するものであります。首相においては民主主義を國民に徹底せしめる方策についてお伺いいたしませう。

又ここに改めて、首相がお見えになりましたから首相にお伺いすることがある。本日附の夕刊東京日日新聞の一面に、吉田氏百万円買入という二号活字の見出しで、加藤女史が、機軸事件のうち他にも梅村清氏から献金を受けておられる者があるとし、吉田首相も同氏から百万円を受取つた事実があり、その確証を擧げておるといふことを記者團に発表しておるといふことでありました。誠に青天の霹靂と申しましようか、私は、少数党内閣となつておられる吉田首相に、こういう問題が今日出たことは誠に遺憾の至りで、(笑聲)少くともこのりう問題は今大事な場合に出なかつたらよかつたと思ふのであります。が、(うまいぞ)と叫ぶ者あり(この編紀實正は現内閣におかれても重要政策の一つでありますから、こういうことが発表せられましたことは誠に遺憾に堪えないのであります。これにつきまして首相の答弁を、弁明をお願いいたします。終り。(お手柔らかに願います)と呼ぶ者あり(拍手)

で私から礼状を出して呉れということ、礼状を出したことはあります。併し梅村という人も会つたこともありませんし、直接交渉は何らないのであります。(拍手)

(國務大臣原山三六君答覆)

○國務大臣(原山三六君) 中平さんのお尋ねにお答えを申し上げます。先ず企業合理化と労働者の配置轉換は同時に行わなければならないか、かよりのこととございませうが、企業合理化に伴い生じます失業者の配置轉換につきましても、公共事業その他の面でき得る限り適正なる労働配置を行うことが必要と考え、具体的に対策を考究いたしておる次第であります。次にインフレーションの処理に關連いたしまして種々御質問があつたのであります。第一、政府は労働賃金を抑えて勤労者の生産意欲がそれで向上するこ

とができると思ふか、かようなお尋ねであります。が、労働賃金を不当に抑へることは勿論生産意欲の向上には相成らないのでございませう。企業の能力を越えて、或いは他企業とのバランスを考慮せずに、各自賃金を徒らに引上げること、我が國經濟の現段階におきましては必ずしも望ましいものではない、その意味におきまして、賃金は一定の企業能力とバランスのとれた賃金に實質賃金を元にしたければならないと思ふのでございませう。尙、生産意欲及び企業能率の向上によりまして支拂能力が増加いたしました際におきましては、企業の自主的責任によりまして雇率賃金が支給せられることは、もとより当然と認めらるべきものと考へる次第であります。

第二点といたしまして、賃金対策は、当然労働力の再生産を可能とする賃金を最低水準とすべきであると思ふが如何と、かよりのこととございませうが、賃金の最低水準の決定につきましては、種々の議論があるのでございまして、一概にこれを決し難い事情があるものでございませうが、經濟の現況に照しまして、要請いたされまする生活水準を支持し得るに足るだけのものであることとございませう。もとより異論のあるべき筈はないのであります。第三点、インフレーションは人間を出血せしめぬ予算措置、通貨処理等によつて行わなければならないか、かよりのお尋ねでございませうが、インフレーションの処理の方策といたしましては、均衡の取れまし健全財政の確立、企業率の向上、勤労者家計の樹立等によりまして、經濟の安定を図ることが急務と考へられるのでございませう。その過程におきましては、企業の合理化により失業者を出す等の止むを得ないこともあるかと存するのであります。が、それには、もとより適切な失業対策を同時に考慮いたし、その犠牲をなからしめることに努力いたす所存でございませう。この際、通貨処理のごときは、現在の經濟、金融各般の情勢に鑑み、適切な方途とは考へられないのでございませう。

第三点、インフレーションは人間を出血せしめぬ予算措置、通貨処理等によつて行わなければならないか、かよりのお尋ねでございませうが、インフレーションの処理の方策といたしましては、均衡の取れまし健全財政の確立、企業率の向上、勤労者家計の樹立等によりまして、經濟の安定を図ることが急務と考へられるのでございませう。その過程におきましては、企業の合理化により失業者を出す等の止むを得ないこともあるかと存するのであります。が、それには、もとより適切な失業対策を同時に考慮いたし、その犠牲をなからしめることに努力いたす所存でございませう。この際、通貨処理のごときは、現在の經濟、金融各般の情勢に鑑み、適切な方途とは考へられないのでございませう。

ました場合には、又不適當であると思へられた場合には、政府はこれを是正するにもとより吝かではないのであります。能り限り速かに必要なる訂正を行ひまして課税の公正を期したいと存する次第であります。尙、追徴税につきましては、税法の規定によりまして、これを徴収いたすものでございませうが、その実行に當りましては、納税の実情に即するように行わなければならないものと思へておる次第でございませう。

に、五十億見当までこれを増額する意思はないかという御質問のようによつていたしました。誠に中平君の御提案の通りでございまして、中小工業全体の要望は優に六、七十億にも達しておるやうな実情でございませうので、政府といたしましては五十億見当くらゐまで是非これを増額いたしたいと思へておる次第でございませう。尙、中小工業が輸出の方面に非常に重点を置いた産業であるが故に、速かに世界各地の見本を蒐集して展示会を各地に設けるやうな施設を考へていないかという御質問でございませうが、これも誠に御尤もな御提案でございませう。在來も中央並びに地方に對しまする展示会に對しまして、多少の予算を取つていたしておりませうし、又各業者の団体のかような催しに對しましては援助をいたしておりませうが、更に將來に對しましては十分この点に留意いたしたいと思へておる次第でございませう。

尙、新興階級の増加財産は、既に公正とは言えないと思ふのであるが、よつて財産の再調査を行い、不当収入を摘発して以て課税の適正を維持する考へはないか、かよりのこととございませう。もとよりその御所見に對しましては同感の意を表する次第であります。が、その新興階級に對しまする課税につきましては政府もあらゆる努力を拂つておるのでございませうが、これらのものは、その所得の把握はなかなか困難なる事情がございませうので、先般國稅査察官制度を設けまして、所得の著しく増大いたしましたものな

第一点は、一町歩未満の地主の土地を開放しなければ、農村の民主化は徹底しないではないかという御意見であります。私共は只今のところやういふことを考へておりませう。いわゆる小作農というものに対して非常な影響力を持ち、いわゆる封建的な、非民主的な行き方であると思へておつたものは、主として大地主の問題でありまして、それらに對しましては御指摘のよう第一

第一点は、中小工業の金融難に對して、すでに決定されておられます二十億の融資の措置は過少に失するが故

次、第二次の農地改革を遂まして、今日大部分の所有土地が小作農家に移轉せられ、又移轉せられつつある段階

○國務大臣(大屋三三君) 中平君の御質問に對しましてお答えいたします。

○國務大臣(周東英雄君) 中平君にお

○國務大臣(大屋三三君) 中平君の御質問に對しましてお答えいたします。

○國務大臣(周東英雄君) 中平君にお

○國務大臣(大屋三三君) 中平君の御質問に對しましてお答えいたします。

○國務大臣(周東英雄君) 中平君にお

○國務大臣(大屋三三君) 中平君の御質問に對しましてお答えいたします。

○國務大臣(周東英雄君) 中平君にお

○國務大臣(大屋三三君) 中平君の御質問に對しましてお答えいたします。

○國務大臣(周東英雄君) 中平君にお

○國務大臣(大屋三三君) 中平君の御質問に對しましてお答えいたします。

○國務大臣(周東英雄君) 中平君にお

にありまして、これで大体自作自營農家の建設については目的を達して來ておるのであります。従つて今後の問題におきましては、むしろこれら折角できましたところの自作自營農家につきまして、その農家經營の安定と農業生産力増強の方向が採れるように、あらゆる農地施策を考へて行くことが緊要の要務だと考へておられます。第二点のお尋ねであります、今日土地の關聯政策を強力に進める必要はないか、かういふお尋ねであります。勿論適地につきましては、或いは引揚者に対しては、食糧増産の立場からいたしまして、これは必要であると存じますけれども、今日まで行われておりました未墾地買上等の行き方は、ややもいたしまして科学的の研究はされず、ただ机上において割當買上が決定されておるやうな状況であります。この点は中平さんも御指摘のように、今後の日本の國土保全という立場からいたしまして、どうしても治山治水、そこを開発して差支ないか、又は屯田屯地との關係において何らの影響を持たないか、或いは開きましても灌漑用水について考へられておるかというやうな面を考へて、適地を厳選して行くことが正しいと思ひます。その上におきまして、これは政府といたしまして開墾につきまして力を入れて行くべきだと、かやうに考へておられます。もう一つのお尋ねは、土地の交換分合ということについて、どういふふうにお考へておるかというところであります。これも第一に申しましたように、今後における農家の

經營安定、經營の合理化というやうな点からいたしまして、是非考へなければならぬ問題であります。理論的にも土地の交換分合を進めて行くことが正しいと思ひます。ただ実行上におきましては地力の問題等いろいろの問題がございますので、目下それらの実行問題から、立案ができませんれば、いづれ御協賛を得ることになると思ひます。(拍手)

○國務大臣(松平恒雄君) 大藏大臣より答へを求められました。これを許します。大藏大臣。

○國務大臣(泉山三六君) 途中で失礼であります、昨日私にお尋ねがございました点につきまして、小野議員、矢野議員に簡單にお答を申し上げます。先ず小野さんのお尋ねの第一点、國有鐵道の會計制度は速かに公共企業体に即應した制度に改むべきではないか、かやうのお話でございましたが、國有鐵道の會計制度は差當り國の會計制度についての諸原則によることになつておるのでございますが、御承知のように今回の改組によりまして、鐵道事業の高能率に役立つやうな公共企業体に即應した會計制度を樹立する必要を認める點におきましては、これを改むるに否かではないのでございませぬ。質問の第二点、觀光事業振興につきましてのお尋ねでございましたが、觀光事業は貿易外收支を盛めます上に大きな事業の一つでございませぬ。そこで資材と資金の許す範圍内で大いに振興したいと考へておるのでございます。次にダイヤの配給官廳の一元

化についてお尋ねがございましたが、政府といたしましては、先般來自動車輸送力の適切且つ重点的な運用を図るため、自動車等輸送資材等の有機的、総合的な運営を期する方途を考へておるのでございます。それから自動車に關連いたしましたガソリン税のお話がございましたが、ガソリン税は現在のところでは、かやうの新税を設けます考へはないのでございます。尙矢野さんのお尋ねは、第一点、教育用品の生産、荷受機關等に対する融資に特別な金融機關を設ける意思はないか、かやうのことではございませぬが、教育用品の生産、配給に對しまして、これを円滑にするために適切な金融的措置が必要であることは御指摘の通りでございます。政府といたしましては御趣旨に副い得るやうに努めて参りたいと考へておるのでございませぬ。ただ御要望の特別な金融機關、かやうのことになりますと、現在ではその考へは持つておらないのでございませぬ。尙、引揚者の現地におきましての政府貸上金の返済を早急に実現されたい、かやうのお話でございました。この問題につきましては關係方面等の意向もございまして、又調和條約との關係、財政上の關係など各般の關連が非常に多いのでございまして、目下これが解決に鋭意研究を重ねておる次第でございますが、遺憾ながら早急なる解決は当面困難な事情があるものでございませぬ。尙、最後に水産金融に對しまして切なる御要望とお尋ねがございましたのでございませぬが、水産金融につきましては、水産金融の當面の切迫した問題につきまして先刻本院の御決議

がございまして、私より政府としての決意を披瀝いたしました次第であります。尙更に先刻私の申し上げました以上に、復金からの漁業關係への直接融資、この点につきましても、実は積極的に目下これが実現をせしむべく努力をいたしておる、かやうに御了承を願いたいでございませぬ。

○國務大臣(林義治君) 中平議員にお答をいたします。先程兒童の福祉の問題についての中平議員のお説御尤もであります、今日全國的にその機構の十分でないということを政府といたしまして認められております。現在のところでは兒童福祉施設が、公私合せまして二千五百四十六ヶ所、これは本年の七月現在であります、一縣平均いたしまして五十ヶ所の程度であります。未だ全國の町村中においても何らの設備のないやうなものも尙存在いたしておるという誠に残念な事情になつておるわけでありませぬ。それで不良兒であるとか浮浪兒等の保護を要すべきところの兒童が尙昨今においても増加をいたすやうな傾向にあるのでありますから、これに對しましては、兒童福祉法による兒童の保護等について十分考慮いたして見たいと考へております。従いまして地方からの非常な要望もありまして、昭和二十四年度におきましては、この新設或いは拡張のために相當の經費を予算に計上いたして、そつして兒童福祉の増進に一段の努力をいたして見たいと考へております。尙御参考までに申上げますと、養護施設、精神薄弱兒施設等に約五億七千万円ばかりのもの

を計上いたしております。それから保育所、母子寮、兒童厚生施設などに十五億足らずのものを計上いたしてあります。尙、乳兒施設、助産施設、虚弱兒施設などにつきまして六億五千万円と、それから兒童相談所、一時保護所というやうなものに對しましては約三千二百万円ばかりのものを計上いたして、明年度の予算におきまして、できますだけその筋とも了解を得まして、これらの施設を完全にいたしたいと考へております。

尙、医療施設の問題につきまして、本年五月医療制度審議会の答申があり、又先に社會保障制度の実施に關するところの連合軍給司令部からの勸告もありましたので、政府といたしましては、これらの点を考へていたした上、第二回國會に医療法案を提出いたしました。御審議を願つたのであります。尙、医療法も施行せられましたが、すでに医療法も施行せられましたが、同法においては今後都道府縣を中心とする公的医療機關の整備に努力することになつております。併しながら医療法の趣旨は決して本来の医療機關の經營主体に変更を加えようとするものではないのであります。各經營主体が従前の通り國民の医療確保のためにお互いに協力をして行くことが望ましいのであります。公的医療機關の運営に關し相互の連絡調整を図るがために、各都道府縣に運営審議会を設けることとしておるのであります。従いまして政府といたしましては、医療のすべてを國營で行うというやうな意味における医療國營というものは今日のところ考へておらんわけでありませぬ。尙、國立病院或いは國立療

養施設、精神薄弱兒施設等に約五億七千万円ばかりのもの

養所に対するところの問題であります。が、国立病院は元の病院をそのまま移されたものでありまして、一般病院用としての設備が完全しておらない。又戦時中より十数年間補修しないがために、各病院とも一時に補修せねばならない状態に突はなつておるのであります。又国立療養所の場合も、旧療養園より移されたものでありまして、建物も古くなつております。新設のものでも未完成のものなどがありまして、いずれも至急に完備する必要があると考へております。一方、予算は補修用といたしまして、本年度においては公共事業費或いは當給費等合せまして、約一億三千万円ばかりのものでありまして、これによつて逐次整備をいたしておるわけでありまして、明年度におきましては約二十九億八千万円を計上するよう目下予算の要求をいたしまして、これが準備をいたしておるようなわけでありまして、次に待遇費につきましては、新給與の切換に際しまして、一般共通の職員より優遇をいたしまして切換を行なつて、又類であるとか、或いは結核、精神病等の療養所の勤務の看護婦その他直接患者に接しますところの職員に對しましては、更に特殊勤務加俸を附加することに一應の了解を得ております。外に結核病棟であるとか或いは病理細菌検査室勤務者に対しては、特殊勤務手当或いは往診手当、救護手当などを設けてまして、目下その関係方面と折衝中なのであります。

次に社会保障制度の問題であります。が、これは去る七月の十三日に先程もちよつと申上げたように連合軍最高

司令部からの要望もありましたのと、アメリカ調査團の報告に基きまして、日本においても是非共これが実施をいたしたいという点から、社会保障制度の調査研究をいたします一つの機関といたしまして社会保障制度審議会を設置するの法律案を本議会に提出いたしたわけでありまして、従いまして今日明日のうちに皆さんの御審議を願うようになりますと考へておりますが、これは多額の費用を要しますこととありまして、その審議会の答申等を十分検討いたしまして、その歴大なるところの社会保障制度の完全を期したいと考へておるわけでありまして、

尙中平議員から御質問の中に、日本が敗者たるが故に正義を主張して残留者の帰還を促進することができないのかという御質問もあられたように伺いましたのでありますが、ソ連關係の地区におきましても、亦或いはその他の場所からも、尙帰還のできない方々のあることは誠に御同情に堪えないばかりでなく、私共も残念なことに痛感いたしておるわけでありまして、政府といたしましては、連合軍總司令部に今後引続き帰還を促進いたしますよう懇請をいたしたいと考へております。次に赤十字、エネスコ、國連に類えて残留同胞の帰還を図る意図はないかというお話であります。御尤ものお話であります。先に万国赤十字その他の団体で、今次大戦の俘虜を速かに帰還させることに大いに御努力をして頂いたということは、常々誠に政府といたしまして感謝をいたしておるわけでありまして、今後におきましても、かような団体に一層の御同情を願いま

して、速かに歸して頂くような工合に、この上とも努力をいたして見たいと考へるわけでありまして、中平常太郎君「青少年の悪化問題」と述ぶ昨今におきましては、青少年が次第に悪化する傾向にあるようでありまして、これらの点につきましては、いろ／＼保護を加えますとか、或いは星親制度というふうなもの等も設けまして、その児童の悪化せざるよう、今後努めて見たいと考へております。(拍手)

〔政府委員赤木正雄君登壇、拍手〕
○政府委員(赤木正雄君) 建設大臣に對する中平さんの御質問に對して、私からお答えいたします。第一の災害復旧が非常に不備で、これでは水害を防ぐことが困難である。こういうお話であります。御尤もであります。災害復旧は原則といたしまして、このまま放置して置くことと交通に直ぐ支障を來し、或いは耕地に非常に害を及ぼす。であるから取敢えず原形にこれを復旧するというのが災害復旧の原則であります。でありますから災害復旧だけでは決して治水の完全を期することはできないのであります。もとよりこれに對しては、種々の根本計画を樹立して、その結果災害を防ぐ、こういうふうに行なつて行かなければ本物にならないと思つております。でありますから建設省といたしましては、今後は治水の根本計画によつて仕事を重点的にやつて、その結果自然に災害をなくする、こういう本道に持つて行くという方針であります。次に戦災その他に關しまして、住宅の建築は非常に少い。本年九月までに建てましたものは百三十七万戸であります。併し今以て三

百余万戸の直ぐ建てねばならん家があります。殊に庶民住宅或いは重要産業労働者の住宅、これに非常に急を要するのであります。取敢えず本年といたしまして四十万戸を建てることにしてあります。この資材は十分確保する見込みがあります。この資金といたしまして、或いは國庫の補助金とか、地方の起債とか、或いは復命融資、これらを以て先程申上げました庶民住宅或いは引揚者、或いは重要産業の労働者住宅、これに充てますが、約それが十二万戸であります。ところがあとの二十八万戸は殆んど自分の資金で建て、こういう情勢であります。ところが、こういうインフレーションの傾向にありま

するからして、この自分の資金が、段々欠乏する故でもありまして、むしろこの許可を申請して來る人が毎月減つてゐる。こういう状態でありまして、でありますからして、この資金の面をどうするかということを我々は非常に研究しております。尙、今申したように四十万戸では非常に不足でありますから、來年度はこれをもつと建てたいという希望を持つております。以上お答えいたしました。

○議長(松平恒雄君) 中平君の残余の御質疑に對する總理大臣の答弁は後刻いたされるお申出であります。

○議長(松平恒雄君) 日程第二、科学技術行政協議会法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長(河野)の報告を求めます。内閣委員長河野八君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

科学技術行政協議会法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會議法第八十三條により送付する。
昭和二十三年十二月九日
参議院議長 松岡 駒吉

- 科学技術行政協議会法案
科学技術行政協議会法
(目的)
- 第一條 科学技術行政協議会は、日本學術會議と緊密に協力し、科学技術を行政に反映させるための諸方策及び各行政機關相互の間の科学技術に關する行政の連絡調整に必要な措置を審議することをその目的とする。
 - 第二條 科学技術行政協議会(以下協議会という。は、内閣總理大臣の所轄とする。)
 - (審議事項)
 - 第一 日本學術會議の答申または報告を行政に反映させるために必要な措置
 - 第二 政府が日本學術會議に諮問すべき事項の選定に關すること
 - 第三 政府が行うべき科学技術に關する國際的事業の実施の方法
 - 第四 各行政機關の所管に關する科学技術に關する事項の連絡調整に必要な措置
- (組織)
- 第三條 協議会は、會長一人、副會長一人及び委員二十六人以内で組織する。

第四條 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 副会長は、國務大臣のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

3 委員は、関係各行政機関の官吏及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。委員のうち、その半数は学識経験のある者でなければならぬ。

4 学識経験のある者を命ずる場合においては、日本学術会議の推薦を尊重しなければならない。

5 前項の委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五條 会長は、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会費)

第六條 協議会は、毎月一回定期會議を開かなければならない。但し、会長が必要があると認めるときは、臨時に、これを開くことができる。

(幹事)

第七條 協議会に幹事二十人以上を置く。

2 幹事は、関係各行政機関の官吏及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。学識経験のある者のうちから命ずる幹事の数は、十人以上とする。

3 幹事は、協議会の議決事項について委員を補佐する。

(事務局)

第八條 協議会の事務を処理させるため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、総理廳の一級の官吏又は相當の資格を持つ科学者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

3 事務局長は、会長の命を受けて、同務を掌理する。

4 事務局の職員は、定員については、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年一月二十日から施行する。

2 学識経験のある者のうちから命ぜられた第一回の委員で、日本学術会議の会員である者の任期は、第四條第五項の規定にかかわらず、二年とする。

3 事務局の職員は、定員については、國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)が施行されるまでは、第八條第四項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

(河井彌八君登壇、拍手)

○河井彌八君 科学技術行政協議会法案の内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この案は前回の国会におきまして相当詳細な審査を行ひまして、最終の日に委員会の可決報告書を議長に提出して置いたのであります。然るに不幸にして同日の會議に上程することはできませんのであります。そこで今期國會におきまして、昨日委員会を開きまして、前回における委員会の審査そのままを踏襲いたしました。直ちに採決に入りまして、全会一致を以て可決すべきものと議決いたしましたのであります。

これより大體の説明を申し上げます。科学技術の向上と普及とは、我が國再建の上において最も必要な條件であります。そこで科学技術の向上のため、先きに第一國會におきまして可決せられたところの日本学術會議法、これは去る七月十日に法律として公布せられておりますが、それによつて科学技術の向上をばどこまでも進めて行くという、この構想であります。而してその科学技術の向上をば行政面に徹底的に行わせる方法といたしましては、政府との間に立ちまして特殊の機関の必要があるのであります。即ち科学技術行政協議会、これがその役目を勤めるものであります。我が國の科学水準というものは、まだ先進國に比べてまして遺憾ながら甚だ低いと言わなければなりません。殊に競争におきまして大いに進歩が妨げられた観があるものであります。

(議長退席、副議長登壇)

又その科学技術も、行政面において或いは民間等におきまして本當に徹底して利用せられておるかとお申しますと、そういうことは遺憾ながら甚だ不十分であります。即ち科学の向上と、それから科学の実施というものが、ばらばらになつておるといふのが、今日の実情であるのであります。そこで、その欠点を補ひまして、どうか行政面において先ず以てこれが徹底せられるようにするために科学技術行政協議会が設けられるのであります。

そこで科学技術行政協議会はどういふことをするのかと申しますと、日本学術會議から勧告した事項、或いは行政

政廳から学術會議に諮問をいたしました事項をば、政府各省各官廳等の行政機構に十分に反映させるような必要な措置をとるといふ事項、それから次に行政機構相互の間におきまして科学技術の連絡をいたし、十分なる調整をなすといふこと、又その外、政府が行うべき科学技術に関する國際的の事業を実施する方法などを審議する機関であります。審議機関でありまして議決者には政府或いは行政廳等がこれの実行に當るものであります。

協議会の組織は会長、副会長各一人、委員二十六人以上といたしまして、委員は関係各行政官廳の官吏及び学識経験者の中から内閣総理大臣が任命することになつておるのであります。尚これに幹事二十人以上を置きまして、委員と同様、各行政官廳の官吏及び学識経験者から内閣総理大臣が任命することになつておるのであります。そしてこの委員にいたしましては、幹事にいたしましては、いづれもその半数は学識経験者より選定せられるものとなつておるのであります。更にこの事務を取扱うために事務局を置きまして、総理廳の所管とするのであります。尚この協議会を設置するところの経費につきましては、すでに第二回の國會において議決せられております総予算、即ち二十三年度の總予算に計上せられておるのであります。本年の六月から明年の三月まで十ヶ月分百二十万圓を計上いたしてあります。而してその主要なるものは人件費であるのであります。又その法律の施行期日は明年

一月二十日であります。これは、この協議会と不可分の関係にあるところの日本学術會議が明年一月二十日から出発するのであります。それと同時に施行する必要があるのであります。現に日本学術會議の議員の選挙は来る二十日にこれを行うことになつておること

は諸君の御承知の通りであります。委員会におきましては行政機構の簡素化、能率の増進、又同時に経費を削減するといふ等のことを最も大切に考へておきまして、この点から本案を慎重に審議いたしましたのであります。すでに予算も通過しておることでありまして、その経費も意外に僅少であるのであります。これを認容いたしましたのであります。又科学技術の研究に關することは最も今日の國策の根本として必要なことである、而してそれを行政面に十分に延ばして行くといふことは、又最も大切なことであるといふ点から、本案は全会一致を以て可決すべきものと決したのであります。委員といたしましては、かように協議会の重要性を認めて、そうして積極的に更に活動をするようにという希望を述べた委員もありません。大体かような意見で全会一致可決したのであります。この段階御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供しま

す。本案に賛成の諸君の起立を請います。
 ○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) この際、日程に追加して職業安定法第十二條第一項の規定に基き、職業安定委員会の旅費支給額改訂に關し職決を求めるとするの件内閣提出、衆議院送付を議題とするの件に御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。労働委員長山田節男君。

「早く願ひます」と呼ぶ者あり
 「審査報告書は都合により最終号附録に掲載」
 職業安定法第十二條第一項の規定に基き、職業安定委員会の旅費支給額

旅費支給額改訂に關し職決を求めるとの件
 右の内閣提案は本院においてこれを可決した。
 よつて國會法第八十三條により送付する。
 昭和二十三年十二月十日
 衆議院議長 松岡 駒吉
 参議院議長 松平 恒雄
 職業安定委員会の旅費支給額改訂に關する件
 職業安定法第十二條の規定による職業安定委員会委員が、その公務のため旅行する場合の旅費額は昭和二十三年七月十日(連急行料金)については昭和二十三年七月十八日、宿泊料については、昭和二十三年八月十日(以後の旅行につき別表の通り改訂支給する。これが支給方法は内閣旅費規則及び関係規定によるものとする。

地区	中央		地方又は特別地区		地区	
	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員
地区	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員
一等	四百八十錢	四百五十錢	四百八十錢	四百五十錢	四百八十錢	四百五十錢
二等	四百五十錢	四百二十錢	四百五十錢	四百二十錢	四百五十錢	四百二十錢
三等	四百二十錢	四十錢	四百二十錢	四十錢	四百二十錢	四十錢
特別地区	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員
一等	四百八十錢	四百五十錢	四百八十錢	四百五十錢	四百八十錢	四百五十錢
二等	四百五十錢	四百二十錢	四百五十錢	四百二十錢	四百五十錢	四百二十錢
三等	四百二十錢	四十錢	四百二十錢	四十錢	四百二十錢	四十錢
甲地方	九百六十錢	七百二十錢	九百六十錢	七百二十錢	九百六十錢	七百二十錢
乙地方	九百六十錢	七百二十錢	九百六十錢	七百二十錢	九百六十錢	七百二十錢
甲地方	九百六十錢	七百二十錢	九百六十錢	七百二十錢	九百六十錢	七百二十錢
乙地方	九百六十錢	七百二十錢	九百六十錢	七百二十錢	九百六十錢	七百二十錢

別表 職業安定委員会委員旅費額
 宿泊料一夜につき
 食卓料一夜につき
 備考
 (イ) 宿泊料の甲地方は、勤務地手当の地区区分による特別地域とし、乙地方はその他の地域とすること。
 (ロ) 鉄道旅行中宿泊する場合における宿泊料は乙地方の定額によること。

「山田節男君登壇、拍手」
 ○山田節男君、只今議題となりました職業安定法第十二條第一項の規定に基き、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關し職決を求めるとの件につきまして、委員会におきまして審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず本議案の内容につき、申し上げて申上げますが、先に第二國會に提出せられた職業安定委員会委員の旅費支給額は、本年六月三十日國會の議決を得まして直ちにこれを実施いたしましたのであります。最近の経済事情、特に現在進行中の物價改訂等による影響によりまして、甚だしく低額に失するに至りました。これがため支給額の改訂につきまして、職業安定法第十二條の規定に基き、これを同議院の労働委員会合同審査会の議を経て、國會の議決を得なければならぬことになつておりますので、ここに提案せられたものであります。

その改訂支給額は一應官吏の旅費額を基準として定められたのであります。即ち今回官吏の旅費支給額につきまして、暫定的改訂が行われましたので、職業安定委員会委員に対する支給額も、それに準じて改訂しようとするのであります。その増加額は一律に官吏の相当額の増加と同等に増加せしめた次第であります。その改訂旅費額はお手許に配付せられました印刷物の別表によつて御覧願ひたいのでございます。次に、本議案の目的とすることこは、職業安定委員会委員が委員会出席する場合、又は実情調査等公務のために本邦内を旅行する場合にお

きまして、それに要する鉄道賃、船賃、車馬賃、日当宿泊料等の旅費を増加支給して、職業安定委員会の機能を十分に發揮せしめんとするものでございまして、本委員会は十二月六日予備審査を行いました。慎重に審議いたしましたのでございまして、次いで十二月八日、衆議院との合同審査会を衆議院において開催いたしました。衆議院双方の労働委員会理事が当該議案に關しましてそれぞれ労働委員会における審査の模様を報告したのであります。が、別段に質問もなく、討論に入り、採決の結果、右議案は合同審査会におきまして、全会一致を以て原案通り可決せられたのであります。次いで十二月十日、衆議院より本院に送付せられたので、即日、本審査を行なつたのであります。本議案は趣旨内容が極めて簡單明瞭でございまして、討論を省略いたしました。直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決せられたのでございます。以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を請います。
 ○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重蔵君。

「審査報告書は都合により最終号附録に掲載」
 請願文書表第七号、國民健康保險の診療施設費國庫補助増額に關する請願、右の請願の要旨は、和歌山縣下は既設医療機関の乏しい山間海辺部である關係から、充實した國民健康保險による診療施設が必要であるので、これら施設の建築を計画いたしました。創設費の三分の一の國庫補助を申請したのであるが、本縣のように災害が多くて財政の貧弱な縣では、地元の三分の二の負担は困難であるから、これら創設費については二分の一を國庫より補助せられたいというのがその趣旨であります。本委員会におきましては審議の結果、第三國會におきましても、すでに同一の趣旨の請願十二件と陳情二件を内閣に送付したのであります。本附議の事項は、地方財政法第十三條によつて当然必要な財源についての措置が講じられなければならないのに拘わらず、これが実行できないことは甚だ遺憾であります。併し政府は二十三年度追加予算及び二十四年度予算において努力する旨の言明がありました。委員会は重ねて政府にこれが善処を要望し、本件は本會議に付して内閣に送付

「塚本重蔵君登壇、拍手」
 ○塚本重蔵君 只今上程せられました請願四件、陳情一件に關する厚生委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重蔵君。

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重蔵君。

すべきものと決定いたしました。

請願文書表第十一号、社会保障制度立法に関する請願並びに請願文書表第十三号、社会保障制度の実現に関する請願、右の請願二件は、いずれも社会保障制度に関する請願でありますので、一括してその要旨を申し上げます。健康にして文化的なる国民生活の保障を要することは、民主國家建設の必要要件であつて、憲法に明記せられたる我が國家の根本方針の一つであります。然るに現下の國民生活は辛うじて旧態そのまゝの救貧的立法による部分的施策に依存しているものであります。ために、國民は常に層層たる状態のままに放置せられておることは誠に痛歎に堪えないところでありました。よつて速かに國民の最低限の生活を保障し、その福祉の増進を図るため、社会保障制度を樹立し、諸般の立法化を促進せられたらというのがその趣旨であります。これに対する政府の意向は、只今中平議員の質問に対し厚生大臣の答弁がございました通りであります。本委員会においては、すでに第一回國會以來、本制度確立促進に関する各種資料の蒐集を図り、逐次その調査研究をいたして來たのであります。その結果といたしまして、國會内に強力なる調査機關を持つべきであるとの強い要望が起りまして、目下その実現に関する手続を進めておる次第であります。よつて本請願は、委員会の審議の結果、現下の日本における民主安定の方策として、國民最低生活の保障を目的とする社会保障制度の速かなる実現を図ることの必要を痛感いたしました。本件はいずれも妥當なものとして

て、議院の會議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました。請願文書表第十二号、社会事業基本法制定に関する請願、右の請願の要旨は、現行の社会事業法が死文化されてゐるために社会事業施設の運営が困難になつてゐるから、新時代の社会情勢に即應して、斯業の強力なる推進を図るため、あらゆる社会事業を網羅して、その基本的憲章たるべき社会事業基本法を制定し、例えば厚生、司法両省の保護事業等は、これをすべて社会事業としての一元化を図ると共に、一切の公私の社会事業に適用し、その民主的運営を図るようにならなければならないが、その趣旨であります。これに對して政府の所見を聴取いたしましたところ、本法制定に對しては、かねて現行の社会事業法の改正についても研究しており、適當なる法案の提出を考慮している旨の答弁がございました。本委員会においては、第一回國會以來、我が國社会事業振興に関する調査研究を続けておりました。すでに一應の成案を得て、その結果を諸君に御報告いたしましたところでありました。かような次第でありますので、議院の會議に付して、これを採択し、内閣には送付を要しないものと決定した次第であります。序でに申し上げますが、委員会におきましては、この問題について、山田議員、山下議員を中心として、本件の立法措置が相當に進んでおられることを申し傳へたいのであります。

次に、陳情文書表第四号、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情について申し上げます。この陳情は青森縣、茨城縣、福島縣、山梨縣、神奈川縣、静岡縣、大阪府、兵庫県、岡山縣、山口縣、福岡縣、宮崎縣の各縣の遺族代表者から、一万六千六百十五名の署名を添えて陳情せられたものであります。その要旨は、戦争犠牲者中最も悲惨な境遇にあるところの遺族に對し、その生活保護が公平を欠き、或いは甚だ遺憾に不堪なるから、これら遺族の生活実態を調査して、その援護対策の強化を確立せられたらというのが要旨であります。本委員会におきましては、審議の結果、第三回國會におきましては、審議の内で同一の趣旨の請願一件、陳情一件を内閣に送付しておりますが、重ねて政府にこれが対策につき善処を要望いたしました。本件は議院の會議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました。以上簡單であります。御報告を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、社会事業基本法制定に関する請願の外は、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請ひます。

○副議長(松本治一郎君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、社会事業基本法制定に関する請願の外は内閣に送付することに決しました。

これにて本日の議事日程は終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時二分散会

○本日の會議に付した事件

- 一、日程第三、水産金融に関する決議案
- 一、日程第一、國務大臣の演說に関する件
- 一、日程第二、科学技術行政協議會法案
- 一、職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員會委員の旅費支給額改訂に關し議決を求むるの件
- 一、日程第四乃至日程第七の請願及び日程第八の陳情

出席者は左の通り。

議長 松平 恒雄君
副議長 松本治一郎君

議員
岩男 仁藏君 鈴木 憲一君
三好 始君 中平常太郎君
松下松治郎君 天田 勝正君
藤枝 昭信君 坂本 重藏君
齋 武雄君 村尾 重雄君
小泉 秀吉君 中村 正雄君
山下 義信君 山田 節男君
阿田 宗司君 大野 幸一君
伊藤 修君 赤松 常子君
吉川末次郎君 藤井 新一君
羽生 三七君 大島豊夫雄君
岩崎正三郎君 河崎 ナツ君
島 清君 カニエ邦彦君
三木 治朗君 森下 政一君
青山 正一君 小川 友三君
阿竹齊次郎君 田中 信儀君
谷口彌三郎君 植竹 春彦君
小畑 哲夫君 鈴木 順一君
入交 太藏君 小杉 繁安君
高橋 啓君 小林 勝馬君

大隈 借孝君 紅鏡 みつ君
木内キヤウ君 高良 とみ君
門屋 盛一君 竹中 七郎君
藤森 眞治君 仲子 隆君
奥 主一郎君 池田七郎兵衛君
岩木 哲夫君 伊藤 隆治君
境野 清雄君 淺井 一郎君
中井 光次君 稻垣平太郎君
鬼丸 義賢君 尾形六郎兵衛君
木内 四郎君 川村 松助君
西川 昌夫君 池田宇右衛門君
淺岡 信夫君 荒井 八郎君
堀 未治君 大島 定吉君
西川甚五郎君 中山 壽彦君
山田 佐一君 草葉 隆圓君
寺尾 豐君 柴田 政次君
石坂 豊一君 小林 英三君
大野木次郎君 今泉 政喜君
板谷 順助君 黒川 武雄君
松野 喜内君 一松 政二君
徳川 頼貞君 深水 六郎君
大淵 憲二君 團 伊能君
城 義臣君 西山 龜七君
中川 幸平君 橋本萬右衛門君
橋本萬右衛門君 廣瀬與兵衛君
左藤 義詮君 小串 清一君
平沼彌太郎君 赤木 正雄君
赤澤 與仁君 安部 定君
飯田精太郎君 井上なつる君
若本 月洲君 梅原 眞隆君
江熊 哲翁君 大山 安君
奥むめお君 岡部 常君
岡本 愛爾君 小野 哲君
加賀 操君 柏木 康治君
鎌田 逸郎君 河井 彌八君
木下 辰雄君 九鬼紋十郎君
楠見 義男君 小宮山常吉君
小林米三郎君 西海吉之助君

佐伯卯四郎君	佐藤 尚武君
島津 忠彦君	島村 軍次君
田中耕太郎君	田村 文吉君
玉置吉之丞君	寺尾 博君
徳川 宗敬君	中川 以良君
野田 俊作君	波多野林一君
堀越 儀郎君	松井 道夫君
松村眞一郎君	三島 通陽君
宮城タマヨ君	板野 勝次君
千葉 信君	太田 敏兄君
藤田 芳雄君	千田 正君
兼岩 傳一君	岡井 淳一君
栗山 良夫君	來馬 琢道君
小杉 イ子君	岩間 正男君
宿谷 榮一君	新谷寅三郎君
高田 寛君	高橋龍太郎君
伊達源一郎君	早川 慎一君
東浦 庄治君	姫井 伊介君
藤井 丙午君	藤野 繁雄君
帆足 計君	矢野 西雄君
山内 卓郎君	山本 勇造君
結城 安次君	和田 博雄君
渡邊 甚吉君	
國務大臣	
内閣總理大臣	吉田 茂君
外務大臣	泉山 三六君
大藏大臣	林 讓治君
厚生大臣	周東 英雄君
農林大臣	大屋 晋三君
商工大臣	小澤佐重君
運輸大臣	
政府委員	
大藏事務官(大藏大臣官房次長)	河野 通一君
厚生事務次官	園 伊能君
商工事務官(特許局総務部長)	山地 八郎君
建設政務次官	赤木 正雄君

定價 一部 四円五十銭
送料実費

所行 猪

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一
郵便東京一九〇〇〇
圖書課